

## 香川県条例第30号

香川県青年センター条例の一部を改正する条例

香川県青年センター条例（昭和44年香川県条例第25号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(使用料) 第3条 略</p> <p><u>(利用の許可)</u> <u>第4条 青年センターを利用しようとする者は、規則で定めるところにより、知事の許可を受けなければならない。許可を受けた事項を変更しようとするときも、同様とする。</u></p> <p>(指定管理者による管理) 第5条 略 2～5 略 <u>6 青年センターの管理を指定管理者に行わせることとした場合における前条の許可は、当該指定管理者がするものとする。この場合において、同条の規定の適用については、同条中「知事」とあるのは、「指定管理者」とする。</u></p> <p><u>(利用料金の収受)</u> <u>第6条 知事は、指定管理者に別表の左欄に掲げる施設等の利用に係る料金（以下「利用料金」という。）を当該指定管理者の収入として収受させることができる。</u></p> <p><u>(利用料金の承認)</u> 第7条 利用料金は、指定管理者があらかじめ知事の承認を受けて定めるも</p>	<p>(使用料) 第3条 青年センターを利用する者は、香川県使用料、手数料条例（昭和27年香川県条例第2号）の定めるところにより、使用料を納入しなければならない。</p> <p>(指定管理者による管理) 第4条 略 2～5 略</p>

のとする。この場合において、指定管理者が定める利用料金の額は、別表に定める額を超えてはならない。

(利用料金の減免)

第8条 指定管理者は、特に必要があると認めるときは、あらかじめ知事の承認を受けて、利用料金を減免することができる。

(利用料金の不還付)

第9条 既納の利用料金は、還付しない。ただし、指定管理者が特別な理由があると認めるときは、この限りでない。

(適用除外)

第10条 第6条の規定に基づき指定管理者に利用料金を収受させる場合においては、第3条の規定は、適用しない。

(委任)

第11条 略

(委任)

第5条 略

別表 (第6条、第7条関係)

<u>施 設 等</u>	<u>単 位</u>	<u>金 額</u>
<u>大会議室</u>		
<u>一般利用</u>	<u>1時間当たり</u>	<u>900円</u>
<u>特別利用</u>	<u>1時間当たり</u>	<u>450円</u>
<u>中会議室</u>		
<u>一般利用</u>	<u>1時間当たり</u>	<u>580円</u>
<u>特別利用</u>	<u>1時間当たり</u>	<u>290円</u>
<u>小会議室</u>		
<u>一般利用</u>	<u>1時間当たり</u>	<u>300円</u>
<u>特別利用</u>	<u>1時間当たり</u>	<u>150円</u>
<u>野外活動場</u>		
<u>一般利用</u>	<u>1時間当たり</u>	<u>520円</u>
<u>特別利用</u>	<u>1時間当たり</u>	<u>260円</u>
<u>宿泊施設</u>		
<u>洋室</u>		

一般利用	1人につき1泊	1,790円
特別利用	1人につき1泊	1,150円
和室		
一般利用	1人につき1泊	1,540円
特別利用	1人につき1泊	1,020円
体育館		
競技場		
全面	1時間当たり	1,470円
半面	1時間当たり	880円
ステージ	1時間当たり	170円
シャワー（温水）	1時間当たり	1,180円
特別利用の形態並びに大会議室、中会議室及び小会議室の冷暖房使用料の額は、別に規則で定める。		

附 則

この条例は、平成28年4月1日から施行する。